

継続審査中の請願・陳情について（医療・介護・高齢者支援特別委員会）

福祉部 長寿応援課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 26 号の 2 新砂 3 丁目都有地や周辺の都有地に 特養ホームと障害者施設整備促進を求 める陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけ てください。 (2) 新砂三丁目や周辺の都有地に特別養 護老人ホームを整備すること 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 5 月 26 日	1 審査経過 令和 5 年 6 月 26 日 令和 5 年 10 月 20 日 令和 5 年 12 月 18 日 令和 6 年 3 月 25 日 令和 6 年 6 月 24 日 令和 6 年 10 月 17 日 令和 6 年 12 月 13 日 令和 7 年 3 月 25 日 令和 7 年 7 月 3 日 令和 7 年 10 月 17 日 令和 7 年 12 月 15 日 令和 8 年 3 月 23 日 2 審査概要 理事者から以下のとおり説明のうえ、質疑を行った。 当該都有地について、都としては今のところ具体的な用途は決 まっていないものの、今後利用する可能性があるため、現時点で は区に貸し出す予定はないとのことである。 今後も引き続き、ほかの都有地等公有地への特養整備について 検討していく。	(厚生委員会付託分) (1) 新砂三丁目や周辺の都有地に障害 者施設を整備すること

継続審査中の請願・陳情について（医療・介護・高齢者支援特別委員会）

福祉部 長寿応援課・介護保険課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 39 号 枝川一丁目の空き都有地に特別養護老人ホームを新設するとともに、介護施設の利用料を誰もが安心して利用できるよう大幅軽減を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 枝川一丁目の空き都有地に特別養護老人ホームを新設すること (2) 誰もが安心して利用できるように介護施設利用料の大幅な軽減を行うこと 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 5 月 30 日	1 審査経過 令和 5 年 6 月 26 日 令和 5 年 10 月 20 日 令和 5 年 12 月 18 日 令和 6 年 3 月 25 日 令和 6 年 6 月 24 日 令和 6 年 10 月 17 日 令和 6 年 12 月 13 日 令和 7 年 3 月 25 日 令和 7 年 7 月 3 日 令和 7 年 10 月 17 日 令和 7 年 12 月 15 日 令和 8 年 3 月 23 日 2 審査概要 理事者から以下のとおり説明のうえ、質疑を行った。 (1) 当該都有地について、都としては今のところ具体的な用途は決まっていないものの、今後利用する可能性があるため、現時点では区に貸し出す予定はないとのことである。 今後も引き続き、ほかの都有地等公有地への特養整備について検討していく。 (2) 介護利用施設料は、介護保険利用料のほか、居住費、食費など在宅でも要する費用がある。 利用者負担の軽減施策として、高額介護サービス費、補足給付及び生計困難者に対する利用者負担額軽減制度等を実施している。	

継続審査中の請願・陳情について（医療・介護・高齢者支援特別委員会）

生活支援部 医療保険課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考												
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 50 号 国民健康保険料の引き下げを求める 陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、趣旨1及び2については区に、趣旨3については関係機関に働きかけてください。 (1) 国民健康保険料を引き下げること (2) 国民健康保険料の引下げについて、区長から特別区長会に強く働きかけること (3) 均等割り負担を廃止すること。とりわけ子育て支援の見地から、こどもの均等割りについては18 歳までの負担を免除または廃止すること 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 5 月 30 日	1 審査経過 <table border="1"> <tr> <td>令和5年6月26日</td><td>令和5年10月20日</td><td>令和5年12月18日</td></tr> <tr> <td>令和6年3月25日</td><td>令和6年6月24日</td><td>令和6年10月17日</td></tr> <tr> <td>令和6年12月13日</td><td>令和7年3月25日</td><td>令和7年7月3日</td></tr> <tr> <td>令和7年10月17日</td><td>令和7年12月15日</td><td>令和8年3月23日</td></tr> </table> 2 審査概要 理事者からの説明は、以下のとおりである。 (1) 特別区では、統一保険料方式を取っているが、令和 6 年度の保険料を算定するにあたっては、特別区全体で約 168 億円の法定外繰り入れを実施している。 一方で、国からは法定外繰り入れの縮減及び解消を求められており、区としても縮減に努めている。 以上より、保険料値下げのため、さらに区独自で一般財源からの繰り入れを行うことはない。 (2) 特別区長会より、国及び都に対し、必要な財政措置等について要望を行っている。令和 5 年 11 月には、国民健康保険制度の見直しに関する提言を行った。 (3) こどもの均等割については、国民健康保険の制度上の課題であり、国や都の責任で実施すべきものと認識しており、特別区長会を通じ、対象及び軽減割合の拡大について、国及び都に対して要望している。 なお、国は国保のこどもの均等割り保険料を公費で5割軽減する仕組みについて、対象を「未就学児」から「高校生年代まで」に拡充する方向で見直すとしており、令和 8 年 3 月 13 日に法案が閣議決定されている。	令和5年6月26日	令和5年10月20日	令和5年12月18日	令和6年3月25日	令和6年6月24日	令和6年10月17日	令和6年12月13日	令和7年3月25日	令和7年7月3日	令和7年10月17日	令和7年12月15日	令和8年3月23日	
令和5年6月26日	令和5年10月20日	令和5年12月18日												
令和6年3月25日	令和6年6月24日	令和6年10月17日												
令和6年12月13日	令和7年3月25日	令和7年7月3日												
令和7年10月17日	令和7年12月15日	令和8年3月23日												

継続審査中の請願・陳情について（医療・介護・高齢者支援特別委員会）

福祉部 長寿応援課・介護保険課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 53 号 枝川一丁目をはじめとする空き都有地への「特別養護老人ホーム」新設と、介護施設利用料の大幅軽減で誰もが安心して利用できるようにすることを求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 枝川一丁目をはじめとする空き都有地に特別養護老人ホームを新設すること (2) 誰もが安心して利用できるように介護施設利用料の大幅な軽減を行うこと 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 5 月 30 日	1 審査経過 令和 5 年 6 月 26 日 令和 5 年 10 月 20 日 令和 5 年 12 月 18 日 令和 6 年 3 月 25 日 令和 6 年 6 月 24 日 令和 6 年 10 月 17 日 令和 6 年 12 月 13 日 令和 7 年 3 月 25 日 令和 7 年 7 月 3 日 令和 7 年 10 月 17 日 令和 7 年 12 月 15 日 令和 8 年 3 月 23 日 2 審査概要 理事者から以下のとおり説明のうえ、質疑を行った。 (1) 当該都有地について、都としては今のところ具体的な用途は決まっていないものの、今後利用する可能性があるため、現時点では区に貸し出す予定はないとのことである。 今後も引き続き、ほかの都有地等公有地への特養整備について検討していく。 (2) 介護利用施設料は、介護保険利用料のほか、居住費、食費など在宅でも要する費用がある。 利用者負担の軽減施策として、高額介護サービス費、補足給付及び生計困難者に対する利用者負担額軽減制度等を実施している。	

継続審査中の請願・陳情について（医療・介護・高齢者支援特別委員会）

福祉部 介護保険課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 56 号の 2 障害者や高齢者の家族が直接専属ヘルパーを雇用契約できる専属ヘルパー制度を設けることを求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (2) 支援や介護を要する高齢者が直接ヘルパーを雇用契約できる制度を設けること 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 6 月 7 日	1 審査経過 令和 5 年 10 月 20 日 令和 5 年 12 月 18 日 令和 6 年 3 月 25 日 令和 6 年 6 月 24 日 令和 6 年 10 月 17 日 令和 6 年 12 月 13 日 令和 7 年 3 月 25 日 令和 7 年 7 月 3 日 令和 7 年 10 月 17 日 令和 7 年 12 月 15 日 令和 8 年 3 月 23 日 2 審査概要 理事者からの説明は、以下のとおりである。 介護保険制度の、ホームヘルプサービス契約は、利用者と事業者が取り交わすものである。そのため介護保険制度の利用を前提とする場合は、直接ヘルパーと雇用契約を締結することは認められていない。区としても制度を設けることは考えていない。	(厚生委員会付託分) (1) 重度訪問介護認定を受けた障害者、認定を受けていなくても支援や介護を要する障害者が直接ヘルパーを雇用契約できる制度を設けること

継続審査中の請願・陳情について（医療・介護・高齢者支援特別委員会）

福祉部 長寿応援課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 60 号の 2 大島地域など城東地区の交通弱者対策に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (3) 緊急策として公共交通機関の利用困難者にタクシー券を支給すること 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 6 月 20 日	1 審査経過 令和 5 年 10 月 20 日 令和 5 年 12 月 18 日 令和 6 年 3 月 25 日 令和 6 年 6 月 24 日 令和 6 年 10 月 17 日 令和 6 年 12 月 13 日 令和 7 年 3 月 25 日 令和 7 年 7 月 3 日 令和 7 年 10 月 17 日 令和 7 年 12 月 15 日 令和 8 年 3 月 23 日 2 審査概要 理事者から以下のとおり説明のうえ、質疑を行った。 社会福祉協議会ふれあいサービスや外出支援事業であるシルバーカーの給付、リフト付き福祉タクシーといった高齢の方向けの福祉サービスの周知に努めていく。 交通弱者には、高齢の方のみならず障害のある方や子育て世帯なども含まれることから、その対策は総合的に検討されるべきものと考えており、新交通システムの導入については、全庁的な地域公共交通推進協議会で検討されているところであり、現時点では高齢者へのタクシー券を支給する予定はない。	(建設委員会付託分) 下記の事項について、趣旨 1 及び 4 については区に、趣旨 2 については都に働きかけてください。 (1) 大島地域など城東地域に、医療機関や主要駅、公共施設にアクセスできるコミュニティバスを早急に運行し、シルバーパスを提示することで無料で利用できるようにすること (2) 都営バス 亀 24 系統を高齢者医療センターまで延伸するよう働きかけること (4) 関係者の知恵を集めて、区の総合的な交通弱者対策の計画を策定・実施すること

継続審査中の請願・陳情について（医療・介護・高齢者支援特別委員会）

福祉部 長寿応援課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 74 号 江東区白河の都有地を活用して特別養護老人ホームの建設を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 江東区白河三丁目の都有地を活用して特別養護老人ホームを建設するよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 8 月 28 日	1 審査経過 令和 5 年 10 月 20 日 令和 5 年 12 月 18 日 令和 6 年 3 月 25 日 令和 6 年 6 月 24 日 令和 6 年 10 月 17 日 令和 6 年 12 月 13 日 令和 7 年 3 月 25 日 令和 7 年 7 月 3 日 令和 7 年 10 月 17 日 令和 7 年 12 月 15 日 令和 8 年 3 月 23 日 2 審査概要 理事者から以下のとおり説明のうえ、質疑を行った。 当該都有地について、都としては今のところ具体的な用途は決まっていないものの、今後利用する可能性があるため、現時点では区に貸し出す予定はないとのことである。 今後も引き続き、ほかの都有地等公有地への特養整備について検討していく。	

継続審査中の請願・陳情について（医療・介護・高齢者支援特別委員会）

生活支援部 医療保険課

件名	委員会審査の経過	備考												
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 75 号 現行の健康保険証の存続を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 現行の健康保険証の存続を求める意見書を国に提出してください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 8 月 28 日	1 審査経過 <table border="0"> <tr> <td>令和5年10月20日</td> <td>令和5年12月18日</td> <td>令和6年3月25日</td> </tr> <tr> <td>令和6年6月24日</td> <td>令和6年10月17日</td> <td>令和6年12月13日</td> </tr> <tr> <td>令和7年3月25日</td> <td>令和7年7月3日</td> <td>令和7年10月17日</td> </tr> <tr> <td>令和7年12月15日</td> <td>令和8年3月23日</td> <td></td> </tr> </table> 2 審査概要 理事者からの説明は、以下のとおりである。 マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録における紐付け誤りについては、政府の「マイナンバー情報総点検本部」により総点検と再発防止が進められた。 また、マイナ保険証が普及されれば、医療機関・薬局の窓口で、患者の直近の資格情報等が確認できるようになり、医療機関において、期限切れの保険証による受診で発生する過誤請求や、手入力による手間等による事務コストが削減できる。 なお、仮にカードを落としたとしても、本人以外は、税や年金、医療などの個人情報を引き出すことはできず、IC チップから不正に情報を読み出そうとすると、IC チップが壊れて、読み出せなくなる仕組みとなっている。 またそもそも、マイナンバーカードと保険証の一体化により、特定健診情報や処方薬の情報を医師等と共有でき、より適切な医療が期待できる等のメリットがあることから、区としては、現行の健康保険証の廃止を中止し、存続することを国に求めることは考えていない。 令和 6 年 12 月 2 日以降、マイナンバー法の一部改正の施行により、現行の国民健康保険証の新規発行が廃止となり、マイナ保険証の保有者に対しては「資格情報のお知らせ」、未保有者に対し	令和5年10月20日	令和5年12月18日	令和6年3月25日	令和6年6月24日	令和6年10月17日	令和6年12月13日	令和7年3月25日	令和7年7月3日	令和7年10月17日	令和7年12月15日	令和8年3月23日		
令和5年10月20日	令和5年12月18日	令和6年3月25日												
令和6年6月24日	令和6年10月17日	令和6年12月13日												
令和7年3月25日	令和7年7月3日	令和7年10月17日												
令和7年12月15日	令和8年3月23日													

	ては「資格確認書」を交付している。 後期高齢者医療保険制度においては、令和８年度の一斉更新から年齢 85 歳以上の被保険者は全員に職権交付、84 歳以下の被保険者については、マイナ保険証の使用頻度に応じ、「資格確認書」の職権交付と「資格情報のお知らせ」とに分けて交付を行うこととされている。	
--	---	--

継続審査中の請願・陳情について（医療・介護・高齢者支援特別委員会）

生活支援部 医療保険課

件名	委員会審査の経過	備考												
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 81 号 健康保険証の存続を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 健康保険証の廃止を中止して存続することを求める意見書を国に提出してください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 9 月 7 日	1 審査経過 <table> <tr> <td>令和5年10月20日</td><td>令和5年12月18日</td><td>令和6年3月25日</td></tr> <tr> <td>令和6年6月24日</td><td>令和6年10月17日</td><td>令和6年12月13日</td></tr> <tr> <td>令和7年3月25日</td><td>令和7年7月3日</td><td>令和7年10月17日</td></tr> <tr> <td>令和7年12月15日</td><td>令和8年3月23日</td><td></td></tr> </table> 2 審査概要 理事者からの説明は、以下のとおりである。 マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録における紐付け誤りについては、政府の「マイナンバー情報総点検本部」により総点検と再発防止が進められた。 また、マイナ保険証が普及されれば、医療機関・薬局の窓口で、患者の直近の資格情報等が確認できるようになり、医療機関において、期限切れの保険証による受診で発生する過誤請求や、手入力による手間等による事務コストが削減できる。 なお、仮にカードを落としたとしても、本人以外は、税や年金、医療などの個人情報を引き出すことはできず、IC チップから不正に情報を読み出そうとすると、IC チップが壊れて、読み出せなくなる仕組みとなっている。 またそもそも、マイナンバーカードと保険証の一体化により、特定健診情報や処方薬の情報を医師等と共有でき、より適切な医療が期待できる等のメリットがあることから、区としては、現行の健康保険証の廃止を中止し、存続することを国に求めることは考えていない。 令和 6 年 12 月 2 日以降、マイナンバー法の一部改正の施行により、現行の国民健康保険証の新規発行が廃止となり、マイナ保険証の保有者に対しては「資格情報のお知らせ」、未保有者に対し	令和5年10月20日	令和5年12月18日	令和6年3月25日	令和6年6月24日	令和6年10月17日	令和6年12月13日	令和7年3月25日	令和7年7月3日	令和7年10月17日	令和7年12月15日	令和8年3月23日		
令和5年10月20日	令和5年12月18日	令和6年3月25日												
令和6年6月24日	令和6年10月17日	令和6年12月13日												
令和7年3月25日	令和7年7月3日	令和7年10月17日												
令和7年12月15日	令和8年3月23日													

	ては「資格確認書」を交付している。 後期高齢者医療保険制度においては、令和８年度の一斉更新から年齢 85 歳以上の被保険者は全員に職権交付、84 歳以下の被保険者については、マイナ保険証の使用頻度に応じ、「資格確認書」の職権交付と「資格情報のお知らせ」とに分けて交付を行うこととされている。	
--	---	--

継続審査中の請願・陳情について（医療・介護・高齢者支援特別委員会）

福祉部 地域ケア推進課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 97 号 長寿サポートセンターに関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 東陽一・二丁目地域内に長寿サポートセンターを設置するよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 9 月 12 日	1 審査経過 令和 5 年 10 月 20 日 令和 5 年 12 月 18 日 令和 6 年 3 月 25 日 令和 6 年 6 月 24 日 令和 6 年 10 月 17 日 令和 6 年 12 月 13 日 令和 7 年 3 月 25 日 令和 7 年 7 月 3 日 令和 7 年 10 月 17 日 令和 7 年 12 月 15 日 令和 8 年 3 月 23 日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 区の高齢者に関する相談支援体制については、平成 29 年に見直しを行った。長寿サポートセンター（地域包括支援センター）は、高齢者 5,000 人に対して 1 カ所のセンターを設置する方針のもと、センターの再配置と高齢者人口の分布状況に応じた担当地区の見直しを行い、21 センターという 23 区内でもかなり手厚い体制に移行した。 この変更に伴い、従前、江東ホーム内にあった在宅介護支援センターが廃止となった。 現在は、高齢者総合福祉センター内の東陽長寿サポートセンターが業務を適切に引き継いでいること、また、実態として電話やメールによる相談、また、自宅に訪問して相談を受けるといった対応の割合が高くなっており、現時点で新たに長寿サポートセンターを設置することは考えていない。	

継続審査中の請願・陳情について（医療・介護・高齢者支援特別委員会）

生活支援部 医療保険課
福祉部 介護保険課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 110 号 国保・介護・後期高齢保険料引き下げと健康保険証とマイナンバーカードの一本化中止を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、趣旨 1 については東京都及び東京都後期高齢者医療広域連合に、趣旨 2、3 及び 6 については区に、趣旨 4 及び 7 については国に、趣旨 5 については国及び東京都に働きかけてください。 (1) 後期高齢者医療制度の保険料を引き下げること (2) 後期高齢者医療制度の保険料引下げについて、軽減策を講じること (3) 現行の介護保険料の収入区分の枠を増やすと同時に、介護給付費準備基金を活用した被保険者へのさらなる引下げを行うこと (4) 介護保険制度の制度改悪を中止すること (5) 国民健康保険料の国庫負担率を上げること	1 審査経過 令和 5 年 12 月 18 日 令和 6 年 3 月 25 日 令和 6 年 6 月 24 日 令和 6 年 10 月 17 日 令和 6 年 12 月 13 日 令和 7 年 3 月 25 日 令和 7 年 7 月 3 日 令和 7 年 10 月 17 日 令和 7 年 12 月 15 日 令和 8 年 3 月 23 日 2 審査概要 理事者からの説明は、以下のとおりである。 (1) 財政支援等について、全国後期高齢者医療広域連合協議会から国へ要望しているため、このことについて、区から改めて要望する考えはない。 (2) 東京都後期高齢者医療広域連合において、独自に所得割額の軽減を行っており、また本区を含む区市町村からは、特別対策として一般財源を投入する措置を行い保険料の抑制を図っている。なお、低所得者に対しては、均等割額の軽減も行っている。 そもそも法において、保険料については広域連合が条例により定めることとしており、区で独自に軽減策を講じることとはできない。 以上のことから、区としては、これ以上の軽減策を行う考えはない。 (3) 第 9 期の事業計画では、保険料段階をこれまでの 16 段階から 18 段階へ多段階化を行った。また、基金を活用することで介護保険料の抑制を図った。 (4) 介護保険制度を持続可能な制度として維持していくには、給付と負担の在り方等課題があることは認識しているが、国へ制度改正の中止を求める考えはない。国へは全国市長会等を通じ要望や提言をしている。 (5) 特別区長会より、国および都に対し、必要な財政措置等について要	

(6) 区の一般会計から補填し、国民健康保険料の据置きまたは値下げと、未就学児の国民健康保険料無償化を講じること (7) 健康保険証とマイナンバーカードの一本化を中止すること 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年11月20日	望を行っている。国庫負担割合については、令和5年11月に、国民健康保険制度の見直しに関する提言を行った。 (6) 特別区では、統一保険料方式を取っているが、令和6年度の保険料を算定するにあたっては、特別区全体で約168億円の法定外繰り入れを実施している。 また、国民健康保険の制度上の課題であるものは、国や都の責任で実施すべきものと認識しており、こどもの均等割における対象および軽減割合の拡大等、特別区長会を通じ、国および都に対して要望している。 (7) マイナンバーカードと保険証の一体化により、特定健診情報や処方薬の情報を医師等と共有でき、より適切な医療が期待できる等のメリットがあることから、区としては、健康保険証とマイナンバーカードの一本化を中止することを国に求めることは考えていない。 令和6年12月2日以降、マイナンバー法の一部改正の施行により、現行の国民健康保険証の新規発行が廃止となり、マイナ保険証の保有者に対しては「資格情報のお知らせ」、未保有者に対しては「資格確認書」を交付している。 後期高齢者医療保険制度においては、令和8年度の一斉更新から年齢85歳以上の被保険者は全員に職権交付、84歳以下の被保険者については、マイナ保険証の使用頻度に応じ、「資格確認書」の職権交付と「資格情報のお知らせ」とに分けて交付を行うこととされている。	
---	---	--

継続審査中の請願・陳情について（医療・介護・高齢者支援特別委員会）

福祉部

介護保険課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 6 陳情第 31 号 介護人材確保及び事業所と労働者支援のため、基本報酬引き上げ等を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、趣旨 1 及び 2 については記載内容を求める意見書を、国及び都に提出し、趣旨 3 については区に働きかけてください。 (1) 介護人材確保及び事業所と労働者支援のため、基本報酬引き上げ等を行うこと (2) 介護保険制度への国・都の財政負担を増やすこと (3) 介護保険料引き下げのため、江東区の安定化基金や積立金の取り崩し、一般会計からも介護保険会計に繰り入れを行い、値下げを行うこと 3 請願・陳情の受理年月日 令和 6 年 6 月 3 日	1 審査経過 令和 6 年 6 月 24 日 令和 6 年 10 月 17 日 令和 6 年 12 月 13 日 令和 7 年 3 月 25 日 令和 7 年 7 月 3 日 令和 7 年 10 月 17 日 令和 7 年 12 月 15 日 令和 8 年 3 月 23 日 2 審査概要 理事者からの説明は、以下のとおりである。 (1) 令和 8 年 6 月に介護報酬の臨時改定が予定されており、介護職員の賃上げが図られるところであり、介護職員の処遇改善の状況や効果を注視していく。なお、特別区長会や全国市長会を通じて、介護職員全体の賃金水準の底上げを行うことなど国へ提言している。 (2) 介護保険の財政負担については、国で定めており、こちらも特別区長会や全国市長会を通じて、介護保険財政の国費負担割合を引き上げるよう、国に提言している。 (3) 令和 6 年度の介護保険料の改定においては、介護給付費準備基金を活用して、保険料の抑制を図った。一般会計からの繰入れについては、国から保険料軽減に要する費用を一般財源から特別会計に繰り入れることは適当でないと示されており、公平性の観点から、現時点で一般会計からの繰入れを行う考えはない。	

継続審査中の請願・陳情について（医療・介護・高齢者支援特別委員会）

生活支援部 医療保険課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 6 陳情第 41 号 国に対しマイナ保険証と現行の健康保険証の両立の検討を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 マイナ保険証と現行の健康保険証を一定期間両立するよう検討を求める意見書を国に提出してください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 6 年 9 月 5 日	1 審査経過 令和 6 年 10 月 17 日 令和 6 年 12 月 13 日 令和 7 年 3 月 25 日 令和 7 年 7 月 3 日 令和 7 年 10 月 17 日 令和 7 年 12 月 15 日 令和 8 年 3 月 23 日 2 審査概要 理事者からの説明は、以下のとおりである。 マイナ保険証が普及されれば、医療機関・薬局の窓口で、患者の直近の資格情報等が確認できるようになり、医療機関において、期限切れの保険証による受診で発生する過誤請求や、手入力による手間等による事務コストが削減できる。 また、マイナンバーカードと保険証の一体化により、特定健診情報や処方薬の情報を医師等と共有でき、より適切な医療が期待できる等のメリットがあることから、区としては、現行の健康保険証の廃止を中止し、存続することを国に求めることは考えていない。 令和 6 年 12 月 2 日以降、マイナンバー法の一部改正の施行により、現行の国民健康保険証の新規発行が廃止となり、マイナ保険証の保有者に対しては「資格情報のお知らせ」、未保有者に対しては「資格確認書」を交付している。 後期高齢者医療保険制度においては、令和 8 年度の一斉更新から年齢 85 歳以上の被保険者は全員に職権交付、84 歳以下の被保険者については、マイナ保険証の使用頻度に応じ、「資格確認書」の職権交付と「資格情報のお知らせ」とに分けて交付を行うこととされている。	

継続審査中の請願・陳情について（医療・介護・高齢者支援特別委員会）

福祉部

介護保険課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 7 陳情第31号 江東区補聴器購入補助制度を充実することを求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 補聴器購入費用の増額をはかること (2) 希望する高齢者の聴力検査と補聴器使用アンケートを実施し、高齢者の健康実態に沿った新制度設計を行うこと (3) 先進自治体の優れた施策を把握して、江東区の施策に反映させること 3 請願・陳情の受理年月日 令和7年6月3日	1 審査経過 令和7年7月3日 令和7年10月17日 令和7年12月15日 令和8年3月23日 2 審査概要 理事者からの説明は、以下のとおりである。 (1) 補聴器の購入費助成については、令和7年4月から所得制限を撤廃し、助成額を3万円から7万2,450円に増額したところであり、現在のところ、さらなる増額は考えていない。 (2) 補聴器が必要かどうかは補聴器相談医等の耳鼻咽喉科での受診の結果によるもので、かかりつけ医に調整の相談をすることが重要と考えており、区が希望者への聴力検査を実施する考えはない。 利用者アンケートについては、令和7年度の改正に当たり実施している。今後も事業検証を行うために、適正な時期を見て、利用者アンケートを実施していく。 (3) 先進自治体の施策について、引き続き、調査研究していく。	

継続審査中の請願・陳情について（医療・介護・高齢者支援特別委員会）

生活支援部 医療保険課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 7 陳情第 35 号 国民健康保険の区民に対する資格確認書の一斉交付についての陳情 2 請願・陳情の趣旨 国民健康保険の患者については、マイナ保険証保有の有無にかかわらず、資格確認書を一斉交付するよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 7 年 7 月 22 日	1 審査経過 令和 7 年 10 月 17 日 令和 7 年 12 月 15 日 令和 8 年 3 月 23 日 2 審査概要 理事者からの説明は、以下のとおりである。 マイナンバー法の一部改正により、法施行日の令和 6 年 12 月 2 日以降は、健康保険被保険者証の新規発行を終了し、保険証利用登録済みのマイナンバーカードに一本化された。 マイナ保険証を有している方には「資格情報のお知らせ」を送付し、有していない方については「資格確認書」を発行しているが、その後、大きな混乱を生じているといった声は入ってきておらず、現時点において「資格確認書」を全員に交付するといった考えはない。 後期高齢者医療保険制度においては、令和 8 年度の一斉更新から年齢 85 歳以上の被保険者は全員に職権交付、84 歳以下の被保険者については、マイナ保険証の使用頻度に応じ、「資格確認書」の職権交付と「資格情報のお知らせ」とに分けて交付を行うこととされている。	

継続審査中の請願・陳情について（医療・介護・高齢者支援特別委員会）

福祉部長寿応援課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 7 陳情第 52 号 シルバーパスの購入助成を求める陳情 (同趣旨の陳情外 1 件 7 陳情第 58 号) 2 請願・陳情の趣旨 12,000 円のシルバーパスを 1,000 円で購入できる助成制度を設けるよう、区に働きかけてください 3 請願・陳情の受理年月日 令和 7 年 10 月 7 日	1 審査経過 令和 7 年 12 月 15 日 令和 8 年 3 月 23 日 2 審査概要 理事者からの説明は、以下のとおりである。 高齢者のさらなる外出支援を行うため、令和 8 年度より東京都シルバーパス購入者に対し、課税者も年額 2,000 円でシルバーパスを購入できる取組を行っていく。	

継続審査中の請願・陳情について（医療・介護・高齢者支援特別委員会）

生活支援部 医療保険課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 7 陳情第 56 号 国民健康保険料の引き下げを求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、趣旨 1 については区に、趣旨 2 については関係機関に働きかけてください。 (1) 国民健康保険料に法定外繰入れを行い、引き続き引き下げること (2) 保険料均等割負担について、早急に18歳までの負担を免除または廃止すること 3 請願・陳情の受理年月日 令和 7 年 10 月 14 日	1 審査経過 令和 7 年 12 月 15 日 令和 8 年 3 月 23 日 2 審査概要 理事者からの説明は、以下のとおりである。 (1) 特別区では、これまでも保険料算定において、一般財源から法定外繰り入れを実施し、保険料の抑制を図ってきている。また、特別区長会より国に対し、必要な財政措置等について要望を行っている。 (2) 特別区長会として国に対し、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、軽減対象を現行の未就学児までという制限を撤廃するとともに、公費による軽減割合の拡大を早急に検討し、軽減措置の強化を図るよう、既に要望を行っている。 なお、国は国保の子どもの均等割り保険料を公費で 5 割軽減する仕組みについて、対象を「未就学児」から「高校生年代まで」に拡充する方向で見直すとしており、令和 8 年 3 月 13 日に法案が閣議決定されている。	

継続審査中の請願・陳情について（医療・介護・高齢者支援特別委員会）

福祉部 介護保険課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 7陳情第57号 介護も受ける人も介護する人も、ともに安心できるよう区の支援を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、趣旨1及び2については区に働きかけ、趣旨3については記載内容を求める意見書を国及び都に提出してください。 (1) 訪問介護の事業所・ヘルパーに、大幅な報酬引上げのための支援金補助を実施すること (2) 江東区の安定化基金や積立金の取り崩し、一般会計から介護保険会計への繰入れを行い、値下げをすること (3) 基本報酬を引き上げるとともに国庫・都の財政負担を増やすこと 3 請願・陳情の受理年月日 令和7年10月14日	1 審査経過 令和7年12月15日 令和8年3月23日 2 審査概要 理事者からの説明は、以下のとおりである。 (1) 令和8年6月に、介護報酬の臨時改定が予定されており、介護職員の賃上げが図られるところである。国において事業所が安定的な運営を行えるよう報酬を設定することが重要と考えているため、区で支援金補助を実施する考えはない。 (2) 介護保険料の改定においては、介護給付費準備基金を活用して、保険料の抑制を図った。一般会計からの繰入れについては、国から保険料軽減に要する費用を一般財源から特別会計に繰り入れることは適当でないと示されており、公平性の観点から、現時点で一般会計からの繰入れを行う考えはない。 (3) 国へは、特別区長会を通じて地域特性に応じた質の高い安定したサービスを提供できるよう、人材の確保、定着及び育成のための継続的な施策を実施するよう要望している。加えて、全国市長会を通じて介護保険財政の持続的かつ安定的な運営のため、国費負担割合の見直しや自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう財政措置の充実を図ること、介護人材の確保のため、さらなる処遇改善等の措置を継続的に講じるよう要望している。 また、東京都へは特別区課長会など、あらゆる機会を通じて必要な対策を求めている。	